

従業員の皆様へ

**株式会社飯田橋社**は、従業員がボランティア活動に参加し、社会に貢献することができるよう、ボランティア休暇制度を導入します。

1 整備した休暇制度の内容	
①制度対象者	対象者： <b>全社員</b> 正社員 契約社員 パートアルバイト その他 ( ) 適用条件： <b>勤続6ヶ月以上</b> (詳細は、就業規則第10条のとおり)
②休暇日数	<b>5日</b>
③賃金	<b>有給</b>
2 ボランティア活動推進に向けた独自の取組み	
<b>ボランティア活動の際の交通費の補助 (1回あたり上限2,000円、3回まで)</b>	

実績報告時に提出する(様式第6号)別紙1の記載内容と一致させてください。

◆ボランティア活動に関する情報◆

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたボランティア情報  
「東京ボランティアナビー東京2020大会に向けたボランティアウェブサイト」  
<https://www.city-volunteer.metro.tokyo.lg.jp/>  
所管：東京都オリンピック・パラリンピック準備局



- (2) 東京都庁関係のボランティア募集等に関する情報  
東京都庁ホームページ<東京都のボランティア関連ページ>  
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/npo/volunteer/volunteer.html>  
所管：東京都生活文化局



- (3) ボランティア活動を推進し、支援する民間団体等に関する情報  
「ボラ市民ウェブ」  
<https://www.tvac.or.jp/>  
作成元：東京ボランティア・市民活動センター



お問合せは下記担当者までお願いします。

担当者：総務人事課 飯田

担当者名を記載してください。